

令和5年第4回芸西村議会「定例会」議事日程

令和5年12月20日

日程第1 一般質問

招集年月日 令和5年12月20日(水)

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	岡村 星弥	○	2	堀川 友久	○	3	坂本 史	○
4	山本 俊二	○	5	濱田 圭介	○	6	安岡 公子	○
7	西笛 千代子	○	8	仙頭 一貴	○	9	小松 康人	○
10	岡村 俊彰	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
総務課長	松本 巧	会計管理者	高松 千恵	健康福祉課長	都築 仁
産業振興課長	吉永 卓史	土木環境課長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈
教育次長	佐藤 大輔	総務課長補佐	池田 豪	健康福祉課長補佐	荒井 祐輔
健康福祉課長補佐	長崎 寛司	産業振興課長補佐	常光 紘正	土木環境課長補佐	山崎 純裕
教育委員会課長補佐	岡村 まきみ				

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和5年12月20日（水）

[9:00 開会]

《開会》

○ 岡村 俊彰 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和5年第4回芸西村議会定例会第2日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第1、一般質問を行います。届出順に、順次発言を許します。6番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

おはようございます。6番安岡公子、通告書に基づいて質問いたします。

まず、不登校児童・生徒の居場所づくりについてです。昨年12月と今年3月議会で、学校に行きづらくなったり、教室に入れない児童・生徒の居場所づくりについて質問を行いました。その中で、不安を抱えて日々を送っている子どもさんと家族にとって、学校に行くことだけを目的とせず、学校の外にいつでも来ていいんだよという居場所を構えることが大切でないかを問いました。

その後、何回か会が持たれて、検討がされてきていると聞きます。どのような検討がなされてきているのでしょうか。学校内での取り組みはどのようになってきたのでしょうか。学校の外の居場所づくりについては、来年4月からの開設のめどはどうでしょうか。予算の編成はどうなるのでしょうか。進捗状況をお聞きします。今、学校現場も人手不足で、先生を確保するのが大変だと聞きます。退職教員などいろいろな人に頼って、精力的に探す取り組みが重要だと思われまます。困難を突破しての開設を期待しております。

次に、教育施設集約化基本構想についてお聞きします。本村においては、保育所から中学校までの教育施設を1か所に集約し、乳幼児から中学生までの一貫した教育を目標とした教育施設の集約化が計画、検討され、現在の小学校と幼稚園の土地の活用が発表されました。保護者や村民の中には、「1か所にまとまるので送迎が便利になる」「ぬくもりのある建物にしてほしい」という期待の声とともに、建設予定地が川のそばであるという不安の声も上がっています。

そこでお聞きします。教育施設集約化検討委員会の構成メンバーと任期はどのようになっているのでしょうか。今ある小学校と幼稚園の土地を建設予定地に選んだ理由と経過をお聞きします。今後、何年を見通して計画の実行がなされようとしているのでしょうか。また、来年度に向けて、予算の検討がなされてきている時期ではないかと考えますが、どのように進んでいっているのでしょうか。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

おはようございます。安岡議員のご質問にお答えします。

不登校児童生徒の居場所づくりについて、まず校内での取り組みについてお答えします。小学校では、本年度4月から教室で授業を受けることが難しい児童は、保健室・学習室・特別支援学級・カウンセリング室・校長室等、児童の実態に応じて居場所を設けて、児童の学習・生活面での支援を行ってまいりました。

2学期からは、それぞれに分かれていた支援場所を安全面、教育効果の観点から、3階の教室に集約し、学習等の指導を行っております。日中の居場所として活動を行うとともに、個別の教科学習指導を受けに来室する児童もおります。この教室では、段ボール等で間仕切りを設けて、児童が落ち着いて学習できるよう

に個人のスペースを確保しております。また、この教室で学習している児童は、給食の時間は校長室で食事をとり、曜日ごとに異なる教職員が担当となり、多くの教職員が関わる配慮を行っています。

次いで、学校に登校すること自体が難しい児童への対応については、担任からの電話や家庭訪問等を行うとともに、校内の職員会・支援会での検討や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保健師や児童家庭相談員の外部専門家・機関と連携して取り組みを進めております。これら外部機関との連携は、登校はできるが教室での学習が難しい児童への支援方法の検討方策としても行っております。

中学校では、基本的な対応として、登校してきたら学年団を中心に受け入れを行い、別室にて体調など本人の様子を確認しながら、1日の流れを確認して面談や学習等をして過ごすように柔軟に対応しています。また、登校に向けて、見通しを持たせやすくするため1週間の時間割を渡しています。さらに、より良い支援を行うために、保護者とスクールソーシャルワーカーや外部機関に入ってもらいながら、支援会を定期的に行っています。今後の対応や環境整備のため、令和6年度に向けて、3学期から始動できるように、他校の先行事例を参考にしながら、校内サポートルーム設置に向けて準備を進めています。

次に、学校の外での居場所づくりについては、小学校・中学校の校長、養護教諭、子育て包括支援センター保健師で組織する検討会で複数回協議しました。検討の場では、高知県心の教育センター所長からアドバイスもいただき、来年4月から試行的に教育支援センターの開設を目指すこととなりました。この件については、教育委員定例会でも承認をいただいております。開設にあたって、来年度当初予算に計上を予定していますが、指導員が誰でもよいというものではありませんので、退職教員を中心に人材確保に努めてまいります。また、開設時間は、利用人数など不透明なことも多いことから、当面は学校のある日の午前9時から12時とし、学習した後、学校に移動して給食をとる流れにできればよいと考えています。

次に、教育施設集約化基本構想について。まず、現在の進捗状況について経緯も含めてお答えします。村内の教育施設などは、建設から40年以上が経過し、建て替えが必要な時期に差しかかっています。現在、幼稚園と小学校は隣接しており、幼稚園児が避難訓練で小学校屋上に避難する、また小学校教員が幼稚園の活動を参観するなど円滑な連携が図れている一方、小学校の教科担任制に対応するため、中学校教員が小学校で授業を行っていますが、近接していないため、移動の時間を含めると授業間の接続がスムーズとは言い難いのが現状です。

そこで、全ての教育施設を同敷地に建設し、各教育施設の接続を円滑にすることで、教職員の子どもに向き合う時間の確保、小学校、中学校に入学する際にも知った教員がいて、子どもたちが安心して入学できるという環境を整えるために、集約化して建設することとしました。

まず、役場全ての課及び保育所、幼稚園の中堅職員各1名で組織するプロジェクトチームにより、候補地の検討を行い、複数の候補地で検討しましたが、現在の小学校・幼稚園敷地以外に、集約化が可能な敷地面積、接続道路の広さは確保できないという結論になりました。

まずは、この敷地で集約化が可能か、具体的には、認定こども園、小学校、中学校の建設が可能なのか検討を行うこととなり、基本構想業務に着手しました。各施設長、各PTA会長、民生児童委員、教育委員で集約化検討委員会を組織し、専門家である高知県建設技術公社にもオブザーバーとして参加していただき、6回にわたり協議を重ねた結果、集約化して建設は可能となったため、現在の小学校・幼稚園敷地で建設する案と、隣接する民有地を購入し敷地を拡張し建設する案の2案で、校舎、園舎や体育館などの配置案を盛り込んだ基本構想を作成し、答申書が11月30日に村長に提出されています。委員の任期は、答申書提出までとなっております。

次に、今後の計画についてですが、用地交渉を進めるとともに、今回の集約化検討委員を基本とした検討会を組織し、来年度に実施予定の基本計画において、具体的な教室配置の検討、建設スケジュール、建設費用などの算出を行い、その後、基本設計、実施設計へと進んでいく予定です。

最後に立地条件についてですが、村の中心に位置していること、駐在所、役場、図書館が近接していること、接続道路が広いこと、住民の目が届きやすいこと、津波浸水区域外であること、建設して間もない給食共同調理場が整備されていること、現在の小学校・幼稚園敷地以上の広さの土地確保が困難なことなどに加えて、基本構想により、現在の小学校・幼稚園敷地でも狭いことが判明し、財政的な面からも、新たな接続道路の敷設は困難ですので、現在の小学校・幼稚園敷地が適地であると考えています。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

6 番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

答弁ありがとうございます。再質問いたします。不登校児童を持つある保護者は、「学校の外にいつでも行ってもよい居場所ができたとしても、すぐに行くことができるかどうかは分からないが、そういう場所があることが、心のよりどころになると思う。選択肢が広がり安心につながる」と開設に期待を寄せて待っています。前回、「個々の現状に応じたきめ細かい支援を行っている」という答弁がありましたが、それでも悩んでいる、困っている子どもさんと保護者がいます。

また、この問題は、あらゆる手だてを講じていると思っても、個人個人違っており、これでよしとするものには、なかなか到達できないと思われま。先生の確保に全力を尽くしていただいて、来年4月からの開設ができるよう頑張ってくださいと思います。

次に、教育施設集約化についてです。集約化については反対しているわけではなくて、今ある小学校と幼稚園の土地の活用には、不安を感じているという村民がいます。その不安の理由は、「かつては湿地帯だった」、「県の津波浸水指定区域ではないにしても、川の近くという不安」、「近年の気候変動により、線状降水帯などで川の水が堤防を越えたり、ダム の緊急放流による浸水など想定外のことが起こるかもしれないという不安の声」などがあります。

村民の中に不安がある場合には、それを解決する方向を示すことが大事ではないでしょうか。広く村民に周知して、村民の声を聞くべきだと考えますが、いかがでしょうか。場所の決定という、こんな重要なことが、村民全体に知らされないまま進んでいっているという村政の在り方に対する不満の声もあります。村民みんなで子どもを育てていく観点からも、村民への説明会を開き、広く村民の声を聞き、理解を得ることが必要だと考えますがいかがでしょうか。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

おはようございます。安岡議員の再質問にお答えします。安岡議員からは、不登校児童生徒の居場所について、来年の4月からの開設を頑張ってください旨のお尋ねがございました。

不登校児童生徒の居場所につきましては、次長答弁にもございましたが、学校長などで組織する検討会での設置を目指すという結果を踏まえ、定例の教育委員会の中でも協議をいたしまして、教育委員からも4月からの設置に向けて努力をするようにと言われておりますので、議員の質問にもございましたが指導者を確保するのは大変困難ではございますが、何とか突破をいたしまして、4月からの開設ができますように努力をしていきたいと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

溝淵村長。

○ 溝淵 孝 村長

おはようございます。安岡議員からは不登校児童・生徒の居場所づくりについて、そして教育施設集約化基本構想についてご質問をいただきました。それぞれ教育委員会から答弁がありましたが、私のほうからは、教育施設の集約化について改めてご答弁をさせていただきます。

先ほど答申に至りました経過につきましては、教育次長からおおむねの答弁がございました。内容としては教育次長の説明のとおりでございます。私のほうも、教育施設の集約化について話が出た当時から議員の皆さまの顔ぶれも随分変わっておられますので、経緯を振り返りながら説明させていただきたいと思いますが、内容が教育委員会と重複する部分につきましては、ご容赦いただきたいと思います。

まず、私が教育施設の更新の話題に触れましたのは、村長に就任させていただく前の平成28年の9月議会でございます。その時は私、傍聴席に座っておりまして、この村議会を傍聴させていただいておりました。議場では、認定こども園の話が出ておりました。内容は省きますけれども、場所は和食川を挟んだ役場の西

向かいにあります今の職員の駐車場を想定をした話であったと記憶をしております。

翌年の平成29年の8月には、認定こども園の移行構想につきまして、全議員を対象に、当時の教育長と次長から説明を行っております。それから議会におかれましては、その頃に県外の認定こども園を視察に行かれたと思いますけれども、同時期に芸西村保幼小中学校集約化計画の案の策定作業が始まっております。

また当時は、基金残高も施設整備基金が6億円、そしてふるさと応援基金も4億円程度で推移しております。なかなか伸び悩んでおりましたので、教育施設更新に係ります建設費用の一般財源の調達は、ほぼ不可能に近いと判断をされましたので、施設の整備方法につきまして、自治体が施設を整備せず、民間資金を活用して民間に施設整備と維持管理などの運用を委ねるPFI方式などの可能性についても検討が加えられましたが、メリット・デメリットもある上に大きな経費圧縮にはつながらず、その方法を選択するまでには至りませんでした。

その後、本村では、次長答弁のとおりプロジェクトチームにおきまして、複数の候補地を比較検討いたしました。全く新たに広大な用地を確保すること、そして用地の地盤の整備などの費用、そしてアクセス道路の新設、また現在の村の中心部から離れますと通学バスの配備なども含めた通学手段の新たな確保や、防犯上のリスクの増大への対応などの経費が新たに発生をすることや、それらの費用を一から積算をすれば、現在の小学校・幼稚園用地への集約化よりはるかに多額の事業費となることなどが議論をされたことを記憶をいたしております。

また、津波浸水エリア内から外に出る場合に限り可能となる、緊急防災整備事業債などの有利な地方債も対象とはなっておりませんので、また、県内ほとんどの市町村で発行ができます過疎債、辺地債などの地方債も発行できない本村の実情では、財源の捻出はほぼ不可能であることから、必然的に現在の候補地に絞られた経過があったと記憶をしております。

それから、候補地を検討できる余地があるとするならば、中学校なども今の位置のままで、それぞれの教育施設を建て替える案もございましたが、検討委員会におきまして、近い将来、1学年10数人程度の少人数となることが想定される中で、今の位置に中学校を単独で新設しても、教育の一貫性を目指す方向性からますます距離が出てくるため、小規模中学校単体での運用は難しいとのご意見があり、最終的に現在の候補地に至ったものと理解をしております。

このように候補地につきましては、それぞれ一旦テーブルには上がりましたものの、財源調達上の問題や多くの課題がございまして、諸条件を検討した結果、必然的に答申案の候補地となった経過につきまして今し方ご説明をいたしました。結論としては、他の候補地については、課題が多く膨大な事業費が想定されますので、実現ができる可能性がほぼない状況にございます。

従いまして、他の候補地案を建設が可能であるかのような選択肢として、村民の皆さまにお示しすることは適切でないと思っておりますので、今のところ、候補地についてご意見を求めるような説明会を開催することは検討いたしておりません。

しかしながら、浸水防災対策などにつきましては、安岡議員ご指摘のとおり、多くのご心配をいただいておりますので、場所や機会を限定せずに、村民の皆さまにも随時広くご意見をお聞かせいただきたいと考えております。頂戴いたしましたご意見は、技術的な点につきましては、専門家の知見もお借りをしながら、効果的な防災対策につなげてまいります。

今回の作業は、今の場所に教育施設を集約化しておけるかどうかをご検討いただいたものでありまして、今後の来年度から始まります基本計画の策定などの作業の中で、より具体的な各施設の配置案や、それに対する浸水防災対策、そして整備年度などが明らかになってまいります。

今、まだ全く未定な状況ですので、私のほうから確定的なことは言えないのですが、大きな事業でもありますし、慎重に防災対策も考えていかねばなりませんので、早くても6、7年、それ以上かかっていくのではないかと。年次割りして、一遍には建てられませんので、それもまだどういう施設になって、どの順番で建てるかというのが、全く白紙の状態です。来年度から決まっておりますから、私どもとしましては、現時点では、こうしたことについて詳しく資料に基づいた説明ができるようなものが手元にはございません。今後、取り組みの進行状況が説明できる折には、部落長会とか地区懇談会、そして広報また他のさまざまな機会を検討して、ご説明をさせていただきたいというように考えております。

また、大切なお子様をお預かりをする場所ですので、ご家族にとりましては、浸水被害などの危険性を限りなく低くしてほしいと願うのは、もう当然のことであるというように受け止めております。答申の中で、

民有地を購入しない案では、認定こども園が一番東に位置してございましたけれども、答申が優先する用地を広く確保する案では、一番西にレイアウトされております。小さなお子様への浸水対策としては、より安全性の高い整備も可能ではないかと考えているところでございます。繰り返しになりますが、浸水防災対策につきましては、村としてできる対策は全てやるというこのような覚悟を持って臨んでまいります。

私は、第1回の検討委員会の冒頭に出席をしまして、10年後には、今の小中学校が建設された当時に比べて、児童生徒が4分の1になってしまうと、このような見通しとなるということをお伝えをいたしまして、可能な限り施設のコンパクト化を図りながら集約できないものかどうか、かつ、時代に見合った密度の濃い、そして連携の取りやすい教育施設の在り方について、十分ご議論をいただくようお願いをいたしました。その後6回にわたり熱心にご議論をいただき、その成果である貴重な答申を提出していただいたものでございます。

長々と申し上げましたけれども、今後におきましても引き続き、検討委員会の皆さまにもご議論を重ねていただきまして、必要な部分はしっかりと確保し、共用できる部分はよりコンパクトな形を考えながら、質の高い教育を実践できる施設となるように全力を尽くしてまいります。

なお、議会冒頭にも申し上げましたけれども、県が公表しております1000年に1度の危険性に基ついたL2の津波浸水エリアの外側ではありますけれども、嵩上げや住民の避難ビルの機能を持たせるなどの条件が答申にも付されておりますので、内容を尊重し、児童生徒のみならず、安心安全な防災施設としてもご評価が得られるように全力で取り組んでまいります。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
1 番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員

おはようございます。1 番岡村星弥です。通告書に従いまして一般質問させていただきます。私からは、津波避難施設・タワーの現状について質問させていただきます。

南海トラフ地震は、今後30年以内に発生する確率が70から80%、地震の規模はマグニチュード8から9と予想されております。切迫性が高まってきているとされております。

最近では、今月の2日フィリピン付近の地震により、本村でも津波注意報が発令され、夜中にサイレンや放送があったことは、皆さまの記憶に新しいかと思えます。地区住民からは、地震や津波に対する不安の声もあり、防災意識が高まっております。

本村では、地震による津波発生の対策の一つとして、県下でも早く津波避難施設・タワーを3か所に設置しており、3か所とも地区の避難者数や避難可能距離、建築場所を検討し、地区住民と協議を重ねた結果、現在の場所、構造としていると聞いております。

私は先月、3か所の津波避難施設・タワーを見学させていただき、現状を確認させていただきました。3か所の施設の中には集会所に使われている所もあり、日頃の掃除や備品管理について、きれいに維持管理されていると感じました。しかし、3か所の見学を進めていくと、気になる点がいくつかございましたので、その中の一部を紹介させていただくと、長谷寄津波避難タワーに関して、スロープの手すり部分がきれいに溶接できていない箇所があり、その部分は非常にさびが多く、腐食している部分もありました。このような津波避難施設・タワーを外観から見る限りでは、きれいなものに見えておりますが、やはり細かい部分を見ると、地震や津波が発生したときには、このような現状が原因で、場合によっては、避難するのに支障が出るのではないかと不安を感じるほどでした。

このような現状を踏まえて、私からは、津波避難施設・タワーの完成から現在までの定期点検、そして本村が行っている維持管理の業務内容についてお聞きします。

○ 岡村 俊彰 議長
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

おはようございます。岡村議員の津波避難タワーに関するご質問につきまして、担当課からのお答えをさ

せていただきます。村内3か所にあります津波避難タワーは平成25年度に完成しており、今年で建設から10年が経過をします。海が近いため塩害を受けやすいことや、風雨にもさらされていますので、劣化の進行しやすい環境にあると言えます。

日常の掃除などは、地元の自主防災組織の方などが行ってくれていますが、村として施設そのものの定期的な点検などは行っておらず、扉が壊された時や電気設備等の修理が必要な時など、地元の方から連絡をいただいたときに対応してきたのが現状であります。

今回のご質問を受けまして、3か所の津波避難タワーの状況を確認しましたが、手すりなどにさびが発生し、修繕が必要な所も見受けられますので、定期的な点検等の必要性を感じているところであります。津波避難タワーは文字どおり津波が発生した時に、住民の命を守る重要な施設でありますので、今後は施設の状況確認にも注意を払っていきたくて考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

1 番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員

再質問させていただきます。令和元年9月には、元議員から、和食津波避難タワーの改良に関する質問があり、当時の担当課長や村長が答弁されておりました。その中で、維持管理に関する発言もありましたので、当時の村長答弁を一部抜粋させていただきます。「タワーの整備そのものにつきましては、実質、村の負担が少ない補助制度を活用しておりますけれども、整備後は村が維持管理を全面的に行うことになっておりますので、設計の段階から維持経費が少しでも少なくすむように工法や構造を考えながら整備を行ったというふうなことでございます」との答弁がありました。

この答弁内容から、私そして地区住民は、整備後は村が建物に関しても掃除も含めて、そして現在まで10年たっているということですが、維持管理を全面的に行っているものだと認識しておりましたが、先ほどの課長答弁では、現状、継続的な、そして定期的な維持管理、点検を行っていないということで、村民から、地区住民から声があれば、そこを整備していくっていう答えもありましたが、ここで村長にお聞きします。

自然災害はいつ起こるものか分からないものではありません。津波避難施設・タワーは、地区住民の命を守る重要な施設であり、整備して建設して終わりではなく、改めて3か所の現状把握、先ほども課長答弁でも現状把握をしているとありましたが、今後は、今まで以上に維持管理がやはり必要ではないかと思えます。

また、整備後は本村が行うべき定期点検や維持管理、現状把握、そして行えていないということでしたが、令和元年9月の答弁内容や先ほどの課長答弁の内容を踏まえた上で、津波避難施設・タワーなどの津波対策の重要性をどのようにお考えでしょうか。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

岡村星弥議員からは、津波避難施設・タワーの現状につきましてご質問をいただいております。維持管理の状況、今後の方向性などにつきましては、おおむね担当課長からお答えをさせていただきました。

現在の津波タワーの状況につきましては、担当課から私も報告を受けておまして、手すり等の部分にかなりの劣化の進んだ部分があると聞いております。また、私も確認をしに行ってまいりました。課長から答弁がありましたが、特に金属部分の腐食については、私も確認をした上で施設に対する定期的な点検が不十分であったという点につきましては、大変に申しわけなく、ご指摘を真摯に受け止めて、改善について指示を出したところでございます。

津波避難タワーは、東日本大震災における甚大な津波被害を受けて、震災後に津波被害が想定をされる沿岸部の各地で建設をされておまして、高知県内でも約120基のタワーが建設をされているようでございます。

ご承知のように村内には3か所に建設をされておりますけれども、南海トラフ大地震発生時に、住民の命を守る津波避難タワーとして機能することが最大の目的でございますので、それまでの間、その役割を果た

すことができるように、定期的に点検をし、維持管理を行うことが、極めて重要となってまいります。

以前の答弁も聞かせていただきましたけれども、震災後に一斉に建設をされて、その以後は、施設のメンテナンス時期に差しかかりますと、修繕経費の捻出が各自治体にとってはなかなか大きな課題になってくると思います。それは現実的な問題だと思われませんが、特にご指摘のように、金属の腐食への対応が遅れますと、震災発生時に避難者のけがにつながる危険性が高まるだけでなく、早めに維持補修をしなければ、結局、想定以上に多額の維持経費を要することになりますので、適正管理に努めてまいりたいと考えております。

現状の劣化箇所の修繕につきましては、どのような修繕方法をとるのか、まだ結論が出ているわけではございませんが、県の補助金の活用なども相談をしながら、避難タワーの機能の確保に向けた取り組みを積極的に進めていきたいと考えておりますので、どうかご理解をお願いをいたしたいと思います。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

8 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

8 番仙頭です。通告書に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、危険家屋・放置空き家などの対策はということでお聞きします。危険家屋・放置空き家などの対策はどのようになっているのか。連絡の取れない家主への対応をお聞きします。

この質問は、現在までに多くの同僚議員から一般質問がありました。直近では、坂本議員が、今年の3月議会で一般質問をしております。その答弁で、吉永産業振興課長は、「令和3年度は219件の空き家があり、増加傾向であること。対策として、10年間移住者に貸し出す事業や、移住を対象としたリフォーム事業、活用を促すための空き家登録制度に取り組んでいる。また、活用が困難な倒壊などの危険性の高い空き家は、除却事業に取り組んでおり、啓発や周知をしている。所有者や管理者などに対し、通知や話し合いを重ねており、危険な状況であるとの認識は持っているが、改善はされていない。所有者、管理者の責務として、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理をしなければならない。村としても、生活環境の保全を図るため、危険な状態が解消される策を講じるよう継続して助言や指導を行っていきたい」と答えています。現在の状況をお聞かせください。

また、溝口村長は答弁で、空き家等対策の推進に関する特別措置法に触れて、「空き家は所有者の財産であり、憲法で規定する財産権、民法で規定する所有権などに基づき、所有者の責任において、自主的に管理することが原則で、いきなり行政が何かできるということではなく、まず所有者が適切に管理すべきものだと考え、その上で、行政は所有者に対し必要な助言や指導を行い、改善が見られなければ命令を行い、所有者が応じない場合は、行政代執行という権利の行使になり、所有者に代わって措置を講じることが可能となる。しかし現実的な問題として、解体費用の負担を所有者が負わなければならない資力の問題がある。また、そのまま放置すれば、倒壊、衛生、景観などの判断基準を市町村で設ける必要がある。建築物に対する知識、法律に関する知識など専門性の高さが必要となり、直ちに行政が必要な措置に取り組むのは難しい。実際に、倒壊が危ぶまれる物件は把握している。今後、どのような手法で進めば事態が進展し、具体的な成果につながるか研究課題として取り組んでいく」という趣旨の答弁をされております。その取り組み成果、進展も合わせてお聞きします。

次に、広域化についてということ聞いております。前回の定例会で、観光の広域化のお話がありました。各市町村に、点在する観光スポットを広域に捉え、観光を点から線にするという趣旨の話だったと思います。観光スポットとは言いませんが、イベントも同様であるというふうに私は思います。

先月開催されたみのりのフェスタ芸西は、同日行われた香南市のイベントと日程が重なっています。当然、入場者数にも影響が出たのではないのでしょうか。高知市でもイベントが行われていたましたが、せめて隣接する市町村とは、日程はずらすべきではないのでしょうか。これは線を点にしてくれという話ですけど、予算を使っている以上、ベストを尽くしていただくべきではないのでしょうか。

また、観光に限らず、施策の広域化は必要だと思います。以前、香美から物部川を考えるという研修に、同僚議員と参加をしました。それは物部川が流れる3市の有権者と議員が集まり、物部川とダムなどの現状の問題を考えるものでした。研修後の意見交換会で、同じ課題があるということが分かり、市町村党派を超えて、その後も意見交換をするようになりました。同じ課題があるということは、同じような施策が各市町

村でも必要だと思えます。このことから、施策の広域化も必要だと私は思いますが、村長の考えをお聞きします。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。仙頭議員のご質問に、担当課としてお答えいたします。今年の3月定例会で他の議員より同様の質問をされ、お答えさせていただいておりますけれども、現在の状況や対応につきましてはその時と大きくは変わっておりません。

本年度の老朽住宅等除却事業は3件実施しており、そのうち倒壊の恐れのある危険な建物として、当時相談を受けていた家屋も1件含まれておりまして、解消したケースもあります。現在の状況はというふうなご質問でしたけれども、現在地域から相談を受けている件数は5件ほどございます。

空き家の対策としましては、芸西村空家等対策計画に基づき、家屋の状態によって利活用や除却の補助制度などを案内しております。

除却につきましては、管理に困り除却を希望する所有者からの相談も増えておりますが、老朽度が低いと判断される場合は、補助制度の活用はできませんので、相談者の方に処置をお願いしております。

空き家と認められない危険性の高い家屋につきましては、各法令により、目的や講ずることができる措置の対象及び内容が異なり、実施主体も異なってきますので、見極めた上で慎重に対処しなければならないと考えております。

いずれにしても、空き家であるか否かにかかわらず、所有者、管理者の責任において、周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう、適切に管理することが原則であると考えております。

危険家屋の相談や管理の行き届いてない空き家などの相談があった際は、村として生活環境の保全を図るため、所有者、管理者に対し状態が解消される策を講じるよう促しております。

対応の流れとしましては、地域の方から相談を受けたら、現地確認を行い、外観目視で状態を把握します。その後、所有者等の調査を行い、空き家であるかなどを確認するとともに、所有者等に適正に管理するよう通知します。改善が見られない場合は、再度通知を行います。通知については文書のほか、面談により改善を求めることもあります。

除却事業の対象になるかの判定は、外観目視の確認だけでは、危険度の判別ができない場合があるため、所有者や管理者の同意を得て、立ち入り調査を行い説明などをしております。

県内の空き家対策はどのような対応を取っているか、高知県住宅課などに問い合わせしてみたところ、現地及び所有者等の調査を行い、所有者が特定できれば通知し、助言、指導により改善を求めており、村の対応とは大きく変わらないようです。すぐに改善されないこともあり苦慮しているようです。

現在、村に相談が寄せられている危険性の高い家屋については、所有者等の把握ができており、連絡がつかない状況ではありません。中には、除却事業の対象と判定した家屋もあり、所有者には面談して助言や指導をしており、対応を求めております。他にも相談が寄せられている危険性の高い家屋については、危険な状態で不安の声が上がっていることを伝えており、改善するよう求めております。

空き家かどうかにかかわらず所有者等は、通知により危険な状態であると認識していただいているようですが、それぞれ事情があるようで、いまだに改善には至っておりませんが、諦めることなく解決に向けて働きかけてまいります。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

私のほうからは、広域観光の取り組みの現状などについてご説明をさせていただきます。

まず、芸西村以東の市町村で構成されている高知県東部観光協議会においては、ひがしこうちの魅力づくりを行い、効果的な情報発信とセールスの強化を図ることで、東部エリアの観光消費を創出し、何度も訪れ

てもらえるような魅力的な観光地域づくりを目指しています。本年度の大きな取り組みとしては、エリア内の観光施設や商業施設で利用できるクーポン券を観光客らに配布する、ひがしこうち誘客促進事業を開催中で、東部地域で最も客室数の多いロイヤルホテル土佐を中心に多くの観光客の誘致と観光消費につながっております。

また、徳島県南部と高知県東部の14自治体で構成します、四国南東部広域観光連携協議会では、エリアを横断する観光モデルコースの作成、各自治体の観光パンフレットの相互配置やイベント情報を相互に広報するなどの取り組みを行っております。

みのりの王国芸西フェスタの日程につきましては、毎回11月の第3日曜日に開催をしており、出展者をはじめ関係者の皆さまに定着していることを考慮して、実行委員会において決定をいたしました。4年ぶりに開催された本年度は約1400人の方にご来場いただき、前回の令和元年度と比較しますと10%増加をしております。同日、香南市では、第21回ヤ・シイ秋まつりとみかん畑のモンテ・カフェが開催され、来場者は前回よりもやや増加したと聞いております。私のほうからは以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員には危険家屋放置空き家などへの対策と観光施策などの広域化についてご質問をいただきました。それぞれ担当課長から答弁がございましたけれども、私のほうから重複する部分はお許しをいただきまして、答弁をさせていただきます。

空き家の管理につきましては、ご指摘のとおり社会全体の問題として捉えられておまして、新聞をはじめ各メディアで報じられる機会も増えております。

この議会におきましても、今年の3月議会では倒壊等の危険性の高い空き家の状況に関するご質問、それから6月議会では空き家対策としてのリフォームなどに関するご質問、それから9月議会では空き家を活用した移住促進住宅に関するご質問をいただきますなど、議員の皆さまにおきましても、非常に関心の高さが伺える課題であるというように理解をしております。

これまでさまざまな角度で、空き家に関するご質問いただきまして、お答えをさせていただいておりますけれども、今回仙頭議員のご質問は、これまでの議会で答弁をさせていただいた内容、すなわち個人の所有する財産であることから、難しさがある、現実的にはなかなか進まない状況にあることをご理解をいただいている上で、さらに踏み込んだかたちで行政が積極的に介入すべきではないのか、というようなお気持ちがあるとのことだというように理解をしております。

前回の議会の答弁からあまり時間がたっておりませんので、研究課題としては取り組んでおりますけれども、各市町村の状況なども、あまり目覚ましいような状況の展開というものが進んでおりませんので、仙頭議員が以前の答弁を読み上げていただきましたけれども、あまり今回の答弁内容としてもそれほど変わったような答弁を用意してございません。8割方、もう仙頭議員が読まれたような形になっているという状況ではありますけれども、これまでの、そうした読んでいただきました議会答弁と重なる部分がありますけれども、対策の判断基準となります法律の整備状況につきましては、少しだけ簡単に触れさせていただきます。

適切な管理が行われていない空き家などが、地域住民のさまざまな生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、住民の命、身体または財産を保護して生活環境の保全を図り、合わせて空き家等の活用を促進するために、空き家等対策の推進に関する特別措置法という法律が施行をされております。それによりますと、空き家の所有者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めなければならないとされております。

一方、市町村は、空き家に対する対策を総合的、計画的に実施するために、国の定めた基本指針に沿って、空き家等対策計画を作成をした上で対策を実施し、必要な措置を適切に講じるよう努めるものというように、この法律の中で規定をされております。

また、一見空き家に見えますけれども、所有者の状況などから、法律に規定をしているような空き家には該当しない物件がございまして、私どもは、いわゆるそれを危険な家屋などと表現をしているわけですけれども、これにつきましては、周辺的生活環境の悪影響の程度などを勘案をして、個人の持ち物である当該物

件に対する措置を行政が関与すべきかどうか、行う規制など必要性及び合理性があるかどうかを慎重に判断をしなければならないとされております。

いずれにしましても、個人が所有する私有財産でありますから、憲法で規定する財産権や、民法で規定する所有権に基づきまして、その所有者の責任において自主的に管理をすることが、まずは原則であります。こうした物件に、行政が個別に関与することにつきまして、大変高度な判断が求められる問題でございますので、現在におきましても、県内の他の市町村でも同様の物件を多数抱えております。抱えておりながら、なかなか対策として、なかなか思うように進んでいない実情にあると考えております。

議員のご指摘も踏まえながら、これまで答弁させていただいておりますように、所有者に対して粘り強く接触を重ねて、そして、具体的な対応策が取れるように、協議を重ねてまいりたいと考えております。

それから、次に観光も含めました広域化についてのご質問をいただきました。ご指摘の、みのりの王国芸西フェスタについて、近隣市町村のイベントが同日であったことで、どのような影響があったのかということは、私としましては、数字などによる比較検討資料もちょっとございませんので、正確にお答えができませんところでございます。

全体の状況としては、コロナ禍が過ぎまして、人々の外出意欲の高まりによって多くのイベントで参加者が増加傾向にあると感じております。また、過ごしやすく気候が良い季節などは、各地で恒例行事や新たなイベントが開催をされておりますし、同じ自治体で複数のイベントが開催される状況もございますので、開催時期が、皆さまに浸透した恒例行事などは、なかなかタイミングを動かしにくいという問題もあります。周辺の行事やイベントと重なってしまうことは、一定はやむを得ない部分はあるかと思います。また、市町村をまたがりましても、一定のエリア内で複数のイベントが開催をされますと、逆にそのエリア外でイベント等が重なっていないなどの好条件に恵まれれば、集客効果が高まる場合もあると考えております。いずれにしましても、本村の行事やイベントを行うに当たりましては、より多くの方にお越しをいただき楽しんでもらえるような魅力づくりに、スケジュール調整も含めて考えてまいりたいというように思います。

それから、今後の観光の広域化につきましては、以前の議会でも答弁をさせていただきましたが、本村としては、高知県東部地域の自治体が連携する高知県東部観光協議会と、県境を越えた徳島県と高知県東部地域が連携する四国東南部広域観光連携協議会が展開をする広域観光の取り組みを中心に推進を図っていきたいと考えております。

現在、高知県の広域観光協議会は6組織ありまして、高知市以外の市町村はいずれかの協議会に属しております。多くは同じ観光資源やテーマを有する自治体で構成をされておまして、単独の自治体では難しい広域的な観光エリアづくりに取り組んでいるところでございます。

これも以前申し上げましたけれども、観光客の視点からすれば、自治体の境界線である行政区画などはほとんど意味を持ちませんので、自治体同士が従来の発想を転換しタグを組んで、地域の魅力を大きな面として発信をしていくことにも重点を置く必要があると考えております。

本村が所属する東部観光協議会では、第2期高知県東部観光振興計画、これは令和4年から8年の計画でございますが、それに沿って取り組みを行っておりまして、四国東南部広域観光連携協議会のほうでは、定期的なワーキンググループや幹事会により検討が重ねられております。こちらは、昨年11月に発足をしたばかりですので、成果がまだ目に見えない段階ではありますけれども、これからの展望に期待をしております。今後も連携して取り組みを進めていきたいと考えております。

また、観光以外の広域施設につきましては、ごみ処理施設の設置や管理運営、そして市町村税の徴収及び滞納整理に関する業務、公共交通に関する施策、それから介護認定や障害者の認定業務、移住業務など他にも多くの分野で広域化での取り組みが行われております。単独の自治体では効果が小さくても、広域として取り組むことで、より高い効果が期待できることや、コスト、人材、設備投資などにおいて、より効率化が図られることなど、さまざまなメリットもございますので、全国的にも、広域化できていない分野においても、新たに広域化の動きが出ておりますので、事案に合わせまして、随時協議を重ねてまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
8番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

再質問をしたいと思います。答弁ありがとうございました。広域化については、いろいろ進んでいるというふうなお話を聞かせていただいて勉強になりました。

空き家のことについて、少し再質問したいんですが、空き家が、危険な家屋ですか、村長おっしゃられた、非常に緊急な問題だと思います。こんなに立て続けに聞かれても、そりゃね、施策もあれも進まんのは分かるんですけど、やはりそれぐらい近隣に住んでいる住民の方は、地震や台風が来るたびに、倒壊の危険を感じていると思うんです。日々の話で、またそれだけではなくて、道を通っているだけで倒壊に巻き込まれる危険性もあります。そんな日々を送っていかねばいけないということは、非常におかしいことだというふうには思います。そんなですね、住民の不安を取り除けるのは、やはりもう行政しかないのではないかと思います。

村長は答弁で、行政として、粘り強く連絡を取りながら、助言や指導などを続けていくとおっしゃっていますが、担当課や担当職員の負担も非常に重いというふうには思います。どうしたらいいかっていうか、何が言いたいかという、それは行政代執行の行使しか私はないのではないかとこのように思います。行政代執行の執行ができる取り決めを、1日も早く決めるべきです。いわば、租税債権管理機構のような抑止力が、空き家問題にも抑止力となってくるとこのように私は思います。

空き家は、財産相続の際にできやすいそうですが、危険家屋を相続するという、そういう人はあまりいないんじゃないかというふうには思います。高齢化率の高い本村では、こういった問題が将来増えていくはずで、財産放棄された結果、回り回って結局村が管理しなければならなくなるんじゃないでしょうか。問題に突き当たるのが、早いか遅いかというだけの問題になるのではないのでしょうか。それならば早い時期に、解決していくべきだと思いますが、村長のお考えをお聞かせください。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員からは、再質問をいただきました。非常に粘り強く取り組んでいくということ私も何遍も申し上げておまして、非常に抽象的な表現になっておまして、なかなかそこをもっと具体的にというふうに言われましても、なかなかその行政代執行含めたものがここで、できる、できないというふうなものをなかなか言及できない部分がありますのは、ご理解をいただきたいと思います。

何度も繰り返しになりまして非常に大変恐縮でございますが、法律上では財産管理するのは、あくまでその所有者でありまして、その方ができない、もう仙頭委員から読み上げていただきましたけれども、できないからといって代わって行政が実行するということは、その最高法規であります憲法が定める財産権を奪うことにもつながりますので、相当な判断根拠を要するがために、各自自治体でも思うような進展が見られておらず、本村も同様の状況にあるというようなことを繰り返し申し上げております。

ただ、空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定されて、法律にも行政に一部権限が与えられてはおりますので、一定の措置が可能となってきたところでございます。ここに一つ動きがあるのかなというふうに思っております。しかしながら、これも議員からもご指摘ありましたけれども、費用の負担につきましては相変わらず、当然所有者が負わなければならない、本人の資力の問題がありますが、しかしそうかといって、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上の恐れがあつて、かつ衛生上有害となる状態かどうか、これも、厳しく見極めていかねばならないという、そうした判断基準を市町村が持たなければならないというところが、非常にハードルになっておまして、所有者に代わりまして個人の財産について特別な措置に取り組むということが、一つの大変難易度の高い課題ではないかというように、今は言わざるを得ないところでございます。

行政としましては、法律に基づいて対策を講じていく必要がございますけれども、これ繰り返しになりますけれども、個人の財産でありますから、粘り強く助言や指導を続けるというのはもう何度も言っておりますけれども、高知県とか高知県の居住支援協議会空き家対策部会などの支援やご助言をいただきたいと思っております。専門的な知識やノウハウを身につけるなど、担当職員のスキルの向上は確実に負担が多いといいますが、スキルがまずは重要ですので、そのスキルを身につけていくというふうなことも一つの取

り組みではないかと思っております。

それから、相手がありまして個人の財産が関わりますことから、一定の猶予期間を設けるなど必要な手続きもございますので、すぐに実行できる、すぐに解決できるという問題ではありませんけれども、仙頭議員ご指摘のとおり、これは緊急度も高いと、非常に深刻な問題として私も認識をしております。引き続き、課題解決に向けて、いろんな方向で立ちどまることがないように、少しでも前向いて一歩でも進んでいけるように、努力を重ねてまいりたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

暫時、休憩します。

[休憩 10:05]

○ 岡村 俊彰 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

[再開 10:14]

7番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

7番西笛千代子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。最初に、SNSの活用についての質問です。芸西村でも、Instagramやフェイスブックなどで村外の方向けにイベントなどの広報をしています。また、LINEでは、住民サービスとしてさまざまなお知らせを村内放送と同時に流し、JA出荷場からの放送もLINEにて流せるようになり、農家の方々からは、「雨の日にハウスにいても分かるようになり、便利になった」と好評です。現在、本村のLINE登録している人数はどれくらいあるのでしょうか。

県内の自治体でもLINEを導入しているところが多いので、試しに幾つかの自治体のLINEを登録しております。その中でも、香南市や安芸市のLINEでは、ごみの分別、ホームページ、イベントなどのサイトに行けるリッチメニューを作っており、とても便利な機能だと思います。ごみ出し分別については、隔月に配布されるカレンダーのQRコードを使い、便利にはなりましたが、LINEのバナーから行けるのは手間がかからず、迷ったら即使えてもっと便利になると思います。

先日お会いした子育て世代の友人は、香南市のLINEの子育て情報サイトへのバナーやごみ出しのバナーに関心があり、芸西村でもあったらいいのにとの意見がありました。住民サービス向上の一環として、LINEのリッチメニューの導入についてのお考えをお聞きます。

次に、生ごみ処理機助成金について伺います。メルトセンターを利用している9自治体のうち、室戸、安芸市、奈半利町、北川村がこの助成金制度を導入しているようです。県内34自治体のうち15の自治体も導入しているようです。

安芸市の一般廃棄物処理基本計画の中に、ごみの水切りや自家処理の推進の施策にて、「一般ごみの約40%が水分であるため、ごみの水切りを推進して減量化を図る。また、自家処理は、ごみの減量化の有効な手段であり、自家処理が広くかつ効果的に実践されるよう、ごみ減量化推進事業費補助金の広報・啓発をさらに強化していき、生ごみの自家処理を推進します」とあります。

本村でも、以前は処理機の助成や、プラスチック製の生ごみの水切り用具の配布もありましたが、知人たちに聞くと、「知らない」とか「もう無い」とかっていう人たちがばかりでした。また、補助金があった当時は、乾燥型の処理機は高額であり、補助金があっても我が家でも導入には至りませんでした。

最近では、キッチンにおけるコンパクトで、価格もそれほど高くない機能の良い商品があるようです。本村でもごみの減量化は大きな課題だと思いますが、生ごみ処理機助成金について、村としてのお考えをお聞かせください。

最後に、10月28日に行われた竹灯りイベントについてお伺いします。今回は、導流堤付近が駐車場として使えないために、シャトルバスを運行するかたちでの開催となりましたが、入場者の数はどれくらいあったのでしょうか。新聞報道では3000人とのことでしたが、キッチンカーや地元のテント出店など、コロナ前の開催でも、飲み物、食べ物が買えないとの意見があったようですが、今回のイベントで入場者や出店者からの意見や要望についてのまとめはしているのでしょうか。また、来年に向けて、この課題をどう解決していくのかをお聞かせいたします。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

私のほうからは、SNSの活用についてと、竹灯りの宵についてお答えします。

まず、芸西村公式LINEについてお答えします。現在、LINEの登録者は261人です。ご質問にありましたリッチメニューは、LINEのトーク画面の下の部分に、最大6メニューまでが表示できる機能です。ユーザーがそのメニューをタップしますと、こちらが設定したページにダイレクトに誘導することができます。

近隣の市町村の状況を見ますと、公式LINEを運営している香南市、安芸市、田野町、馬路村はリッチメニューを活用しており、誘導先はホームページのトップページ、ごみの出し方、休日当番医、防災情報、子育て情報などとなっています。

当村でも、リッチメニューを活用して、住民の皆さまの利便性を向上させていきたいと考えていますので、今後メニューの内容について検討し、できるだけ早い時期に設定を行いたいと考えております。

続きまして、琴ヶ浜竹灯りの宵についてお答えします。10月28日当日は約3000人の方にご来場をいただきました。今回はご来場の方に、グーグルフォームでのアンケートをお願いしたところ、約1割の方にご回答いただきました。その回答結果と役場スタッフ、音響、照明、警備、バス会社などの委託業者、飲食店の出店業者からヒアリングを行うなどして意見を集約し、竹灯り実行委員会の反省会で、来年度の準備や体制について検討を行っております。

アンケートでは、琴ヶ浜竹灯りの宵に満足、おおむね満足と回答した方は、93.8%で満足度は高かったものの、大きな課題として、飲食ブースの混雑と早い時間から売り切れがあったこと、シャトルバスの乗降時の混雑がありました。今回は、導流堤の工事のため、会場周辺に一般車両の乗り入れができず、村内3か所とヤ・シィパークの駐車場を無料臨時駐車場として、シャトルバスによる送迎を行いました。待ち時間が長く、スムーズに目的地に到着できなかった方が多数おられました。また、飲食店は、前回よりも10店舗増やしてはりましたが、来場者に対して提供商品が不足する事態となりました。

来年度も引き続き導流堤の工事が行われる予定ですので、シャトルバスの借り上げ台数を増やすことや、ごめんなはり線との連携による利用促進、飲食ブースを拡大することや、店舗を増やすことなどを計画しております。また、会場に駐車場がないことなどの周知不足もありましたので、事前の広報についても工夫をしていきたいと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

西笛議員の生ごみ処理機助成金について、土木環境課のほうからお答えいたします。議員のご質問にもございました生ごみ処理機購入助成制度の導入状況でございますが、高知県東部では9市町村のうち4市町村、約44%、県下では34市町村のうち15の約44%が、それぞれ助成を行っているところでございます。

生ごみ処理機の購入助成につきましては、村でも平成21年度から23年度の3年間、ごみの減量化への取り組みとしまして、生ごみ処理機とコンポストや、ごみ処理バケツ等の生ごみ処理容器の購入に対して、78台、約183万円の助成を行っています。

生ごみは、約70から80%が水分と言われており、水分が多い状態で生ごみを処分しますと、処理費用が多く必要になったり、地球温暖化の要因となります二酸化炭素も多く発生することになります。

生ごみ減量化につきましては、ごみ処理費用の削減や脱炭素推進にもなりますし、生ごみ処理機を使用して生ごみを堆肥化することで、資源のリサイクルへの取り組みともなります。生ごみの減量化や、住民の環境意識の向上を図るためにも、生ごみ処理機、生ごみ処理容器の購入助成制度の導入を検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

西笛議員からは、SNSの活用について、そして生ごみ処理機助成金についてと、竹灯りの宵につきましてご質問をいただきました。

まず、SNSの活用策につきましては、先ほど担当課長が早めに対応するというようなことでお答えをさせていただきましたので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それから、ごみの削減につきましては、将来にわたって継続的に取り組むべき課題であると私自身も理解をしております。少し大きな話になりますけれども、2015年に国連で採択をされましたSDGs、持続可能な開発目標など、気候変動の要因の一つとされる地球温暖化対策への取り組みにつきましては、一人一人の意識が年を追うごとに高くなっております。ごみの削減も含めまして、生活に密着するごみの取り扱いにつきましては、導入を検討させていただくということで担当課長がお答えいたしましたけれど、国や県、他の市町村の取り組み事例等を十分に参考にしながら、今後の適切な対応につなげてまいりたいと考えております。

それから、4年ぶりの開催となりました琴ヶ浜竹灯りの宵には、村内外から多くのご来場をいただきました。課長答弁にもありましたけれども、喜びの声やお褒めの言葉をいただく一方で、さまざまな貴重なご指摘もいただきました。ご不便をおかけした点につきましては反省をし、そしてそれを改善をし、今後より多くの方にお楽しみいただけるような取り組みに努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長
2番堀川友久君。

○ 堀川 友久 議員

2番、堀川です。通告に従いまして一般質問します。自分からは、村人口の減少についてお聞きしたいと思います。以前より、人口減少は、全国的に大きな問題になっているところですが、芸西村でも、このことについては喫緊の課題だと思います。

まず、「芸西村は子どもを育てるためにはいいが、生活するにはちょっと難しい」などの意見も聞きます。雇用などを生むために、企業誘致などのお考えはないかお聞きします。

また、交流人口を増やすために、芸西村のパンフレットなど配布することも一つの案で、とてもいいことだと思いますが、もっと観光スポットやイベントなどをして、交流人口を増やすためのお考えがないかお聞きします。

また、現在在中の村民に対して、我々も意見や要望などを聞くよう努力しています。ただ、細かいところまでは、なかなか手が届かない部分があります。職員を可能であれば、部落会などに同席してもらえることで、できる、できないは別にしても、細かいところまで行政に声が届く対策となるのではないかと考えます。住みやすい村、住み続けたい村の実現に向けて、私たちも頑張っていきたいと思っておりますが、村長のお考えをお聞きします。

○ 岡村 俊彰 議長
池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

担当課より、本村の現状や取り組みについてお答えをします。芸西村の人口は、2000年に4366人で、15歳から34歳の若年人口は778人でしたが、年々減少し、本年11月末現在の住民基本台帳では3576人、若年人口は584人となっています。過去5年平均で毎年53.6人の自然減となり、高知県では珍しく社会増が続く本村ではありますが、社会増で自然減を賄うことができず、年々人口が減少している状況です。国立社会保障・人口問題研究所によりますと、2040年には2747人、若年人口は358人まで減少すると推計されています。

本村では、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて、芸西村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、「あらゆる世代が住みやすい村づくりによる人口維持」を将来像として、人口減少対策と地域経済の活性化、定住促進等の施策を推進しております。

議員のご質問にありました雇用につきましては、地産外商の強化、基幹産業である農業就業人口を増加させて雇用を創出するという基本目標のもと、新規就農しやすい環境整備を進めております。農業以外の雇用については、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用して、起業または事業拡大する事業所による雇用が見込まれています。

交流人口増については、既存の観光資源の新たな活用方法の検討やPRに努めております。琴ヶ浜については、ミュージックビデオや雑誌、結婚式の前撮り写真の撮影など、個人や団体だけでなく、企業の利用も増えてまいりました。琴ヶ浜竹灯りの宵のようなイベントでの集客に加え、日常的にたくさんの方にご利用いただき、知名度向上につなげていきたいと考えております。

イベントにつきましては、近年、桜まつりのライトアップや竹灯りの宵の注目度が高まっておりますので、磨き上げを行って、交流人口につなげていきたいと考えております。

また、広域観光につきましては、高知県東部観光協議会による現在開催中の、ひがしこうち誘客促進事業では、ロイヤルホテル土佐や村内の飲食店、量販店などで観光消費が拡大をしております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

堀川議員からは、本村の人口減少とその対策についてご質問をいただきました。担当課長からご答弁をさせていただきましたが、私のほうから繰り返しになる部分をご容赦をいただき、補足的なご答弁をさせていただきます。

人口減少対策につきましては、濱田知事も先の県議会におきまして、不転任の決意で臨むということを発表をされましたし、私も同じく本村の将来を左右する大変重要な課題だと認識をしております。県では、この対策として、「魅力ある仕事をつくり若者の定着につなげる」、「結婚の希望をかなえる」、そして「子どもを産み育てたい希望をかなえる」という三つの政策の強化を図る、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の本年度末の完成に向けて策定を進めております。

この計画ができ上がりますと、この計画に基づきまして、来年度以降、本村におきましても、芸西村まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂をいたしまして、新たな人口減少対策を進めてまいりたいと考えております。ご指摘のように、住みやすいと感じていただける村を目指して、村民代表と有識者で構成する地方創生推進協議会を中心に、ご意見をお伺いしながら検討をしてまいります。

それから、ご質問の企業誘致なんです。新たな雇用を生むだけではなく、地域経済の活性化に直結する問題でありますから、その重要性は十分に認識をしているところでございます。以前にも、議会でご質問をいただいた際にも、ご答弁を申し上げましたけれども、企業誘致は一般的に千三つという言葉にも例えられまして、1000社に誘致活動を行って、反応を示してくれるのが3社有るか無いかと言われるほど難易度が高いものでございます。

加えまして、本村の場合は、平野部のほとんどが高度な生産力を有する園芸地帯として利活用をされている中で、用地確保の問題、そして、十分な水の確保と排水対策などに関する住民との協議、そして合意形成の問題など、本村にどのような影響があるのかさまざまな点を慎重に考慮しながら、合わせて取り組まねばなりませんので、今後も県や専門的な知識を有する機関などにも相談をしながら研究をしてまいりたいと思います。

一方で、現状といたしましては、本村には事業者支援事業費補助金という、起業や既存事業の拡大に有利な補助事業がありますので、適用できるケースにつきましては、こちらも積極的に活用していただけるように、さらなるPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、交流人口の増の取り組みでは、新しい観光スポットとして、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した宿泊施設NAMITERASU GEISEIが完成をいたしました。現在、この制度を活用して寄附を集めているプロジェクトの中には、今後十分に観光スポットとして成長できる事業もありますので、

大きな将来性と可能性を感じております。本村としましては、こうした新たな発想によって生まれた観光スポットなどを村の魅力を発信する新たな要素として捉え、有効に活用していく方法を検討してまいりたいと考えております。

それからイベントについては、日頃から目的や効果を明確にして、予算や運営体制、そして時期や天候など、多くの要素を考慮しながら計画をしております。ご指摘をいただきましたように、イベントの数を増やすということも、観光振興、地域振興を考える場合には、確かに一つの方法とは思いますが、しかしながら、私が過去に事務局長として、東部博の運営に関わった経験から申し上げますと、本村は東部地域の自治体の中で、施設園芸などで大変多忙な方々が多く、イベント運営側のスタッフの一員として、いわゆるプレーヤーとして加わっていただけるような人員がなかなか集まりにくいというような地域事情がございます。一方、村が事務局となるようなイベントにつきましては、限りある職員の人員確保や、本来業務との調整などが非常に難しく、現在でも多くの課題に直面をしておりますので、まずはこうした課題を一つ一つ整理をしながら、イベントが増やせるならば、そうしたものも可能になるように、議論を重ねてまいりたいと思っております。

観光振興につきましては、効果測定にさまざまな方法が用いられておりますので、私がこの場で一元的に取り組みの善し悪しというものをなかなか判断するのは、大変難しいところがございますけれども、地域の魅力発信と地域経済の活性化を目指しながら、最終的に村内でお金も使っていただきまして、その効果が何らかの数字の指標に表れるのであれば、政策として一定ご評価をいただけるところは確かにあるだろうと思っております。しかしながら、観光資源に乏しく、飲食店も少ない本村だけの取り組みでは、観光客誘致にはおのずと限界があると思っておりますので、そうした思いが一致する自治体が集まった広域での取り組みが、一層重要になってくると考えますので、そちらのほうの取り組みも引き続き努力をまいります。

次に、村民の声を今以上に村政に反映させるための体制づくりについてですが、行政に声が届き、村民の皆さんに、芸西村に住んでよかったと思っただけのような村づくりができれば、行政としても大変喜ばしいことというふうに考えております。

議員のご質問にありますように、地区ごとに、例えば行政担当者を置く地域担当職員制度などを採用している自治体も、実際にごございますのは把握をしております。しかしながら、こうした制度を採用する自治体の中にも、運用面でさまざまな課題や意見がございまして、かたちはつくったものの、実際の活動はできていないというようなところも、これも実際にごございます。そうしたことを実情お伺いしておりますので、少し時間を頂戴しまして、各自治体の状況なども情報交換しながら、もう少し課題を整理していく点があるのではないかと考えております。

なお、日常の困りごとにつきましては、ご本人はじめご家族や民生委員の皆さま、そして議員の皆さまを通じてでももちろん構いませんし、電話などでも構いませんので、いつでもお気軽にご相談くださいますように、この場で改めて私のほうからもお願いをさせていただきたいと思っております。

また、住みよい村づくりのアイデアなどにつきましても、議員の方々や村民の皆さまからも広く、ご提案をいただければ、すぐに取りかかれること、そしてまた、予算に計上して取り組むべきことなど、さまざまなかたちで検討させていただきますので、ぜひ折に触れまして、いろいろとお聞かせいただければと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
2 番堀川友久君。

○ 堀川 友久 議員

ご答弁ありがとうございます。再質問します。企業誘致に関しましては、その水問題、排水とかいろいろあると思いますが、飲食店、量販店などの企業誘致もただ一つの考えではないかと思っております。

それと、イベントに関しましては、課長のほうからありました、また増やしていくみたいな感じで捉えたのですが、それはそれでいいと思うんですが、桜まつりなど、今あるイベントでもキッチンカーを呼んだり、屋台などを設けることで、もう一つ魅力あるイベントになると思っております。

それと、東部の玄関口である芸西村が、このような対策を今取っていかなければ、高規格道路が開通した後では、いわゆる通り過ぎる村になってしまい、人口の増加、交流人口の増加を望むことが難しくなると考

えますが、再度村長の考えをお聞きします。

○ 溝渕 孝 村長

堀川議員の再質問にお答えいたします。いろんな企業誘致にもいろんなかたちがございます、大きな工場もあれば、いろんな飲食店の業界のチェーン店だとか、そうしたものもあると思います。それから、今はサンシャインが、今芸西に残っていただいておりますけれども、その当時もサンシャインさんのみならず、いろんな同業界のいろんな各所に私も営業に行ったこともございます。ただ、同時進行で二股三股というようにかけますと、非常にそうしたかたちで誤解が生じることもありまして、それから業界間での競争の問題もありまして、いろんな、あとはもう企業判断というところが当時あったというように思っております、サンシャインさんにはご決断をいただきまして、今のかたちで残っていただいているというようなことで、いつまでも残っていただけるというようなことで身構えていてもいけないと思いますので、将来的な危機も含めまして、そうしたものは常に考えていかなければならないという問題であると思っております。企業誘致には、いろんなかたちで県の政策、専門的な方、部署もおりますので、そちらのほうもいろいろ見識いただきながら、取り組んでいきたいというように考えております。

それから、キッチンカーなどを使った、そうした既存の観光資源を使ったイベント、いろいろそうしたものも取り組んでどうかというようなご指摘もあったと思いますけれども。例えば、キッチンカーを集結させるようなイベントなどは大変最近人気が高くですね、多くの方に来村いただけるのではないかと思っております。先ほど申し上げましたが、村が事務局を持って運営する場合は、体制に限界もあるということで、その辺も整理していかなければならないとご答弁させていただきましたけれども、キッチンカーなどの場合はですね、そうした組織といいますか、そうしたネットワーク、事務局的なものを向こうさんに持っていたら運営をすることができれば、村の今の体制にもそれほど負担にならないという側面もあると思いますので、店舗や地元の組織などが主催となって、村がサポートするかたちで実施するとか、あるいは、村がどれだけ関与できるのかというようなところも含めましてですね、さまざまな手法が考えられると思いますので、今後これも研究していきたいと考えております。

それから、高規格道路、今、目に見えてどんどん進んでおりますけれども、本当に機運が高まっていると同時に、やっぱり心配もされているというようなことだと思っております。これは、もう私も、以前から申し上げておりますが、地域高規格ができて、大半の車が上の道路を通るようになりますと、やっぱりストロー現象といいます、物流とか人をストローのように吸い上げていってしまうというようなこと、これはもう同時に起こる問題でありまして、全国各地で、あまり地域を申し上げてもあれかもしれませんが、その香我美町とか、そうしたところはもう高規格走っておりますので、本当に従来より交通量が激減をして、なかなかその中で商圈を確立していくというような困難さがあると思っております。また、空港と野市がつながりますと、香南市もぐっと上を通る車が増えますから、その辺の課題はそれぞれの市町村が危機感を持って取り組んでいるところだと思っております。

そうしたストロー現象などにはあらがいがらですね、芸西村がどうやって体力を維持して、そしてどうやって体力をつけていくか、そして魅力をどうPRしていくか、これにつきましてはもう大変、村長就任当初から重要な課題だというように認識をしておりますので、議員や村民の皆さまのみならずですね、他に関係機関の方々からもさまざまなアドバイスをいただきながら、引き続き課題として検討していきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いたします。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[10 : 46 散会]